

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年八月二十五日

岡山県知事 石井正弘

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ラ・ムー津山店  
所在地 津山市林田七一一一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 大黒天物産株式会社  
住所 倉敷市堀南七〇四一五  
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 大黒天物産株式会社  
住所 倉敷市堀南七〇四一五  
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
  - (2) その他（未定）
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年四月十七日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二千三百八十七・七平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 百三十五台
  - (2) 駐輪場の収容台数 七十台
  - (3) 荷さばき施設の面積 三十七・〇平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十三・二立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 大黒天物産株式会社 午前〇時
    - イ その他 午前八時
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
    - ア 大黒天物産株式会社 午後十二時
    - イ その他 午後十時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前〇時から午後十二時まで
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
  - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ア 荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで
    - イ 荷さばき施設二 午後十時から午前六時まで
    - ウ 荷さばき施設三、四及び五 午前七時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十八年八月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年八月二十五日から平成十八年十二月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課